

加入者のみなさま

大阪自転車健康保険組合

## 資格確認書等の様式および記載内容について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、令和6年12月2日以降に交付する「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の様式等についてご連絡いたします。

### 記

#### 1 資格確認書について

(1) 交付対象者は以下のとおりです。

- ①マイナンバーカードを取得していない者
- ②マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ③マイナンバーカードの電子証明の有効期限切れの者

(2) 印刷台紙は令和6年10月に送付しました、A4版の「資格情報のお知らせ」に類似のものとします。

(3) A4用紙中段には使用にあたっての注意事項を記載します。

(4) 右下の携帯用部分（はがして利用）は水色とします。

(5) 携帯用部分には、以下の情報を掲載します。

- ① 交付年月日
- ② 被保険者等記号番号
- ③ 有効期限
- ④ 氏名、生年月日、性別
- ⑤ 資格取得年月日
- ⑥ 一部負担金の割合・発効年月日（70歳以上の加入者のみ）
- ⑦ 保険者名称、保険者番号、連絡先電話番号
- ⑧ 住所および臓器提供にかかる記入欄（裏面）

(6) 有効期限は全件、令和9年11月30日とします。

ただし、それまでに75歳に到達される方や任意継続健康保険の期間満了を迎えられる方は、その日を有効期限とします。

## 2 資格情報のお知らせについて

- (1) 交付対象者はマイナ保険証利用登録者です。
- (2) 令和6年10月に送付したものと同様の内容に、情報登録に関するお知らせ文章と一部負担金の割合（70歳以上の加入者のみ）が追記されています。
- (3) 令和6年10月に送付したものに記載されていた個人番号（マイナンバー）下4桁は掲載されません。
- (4) 右下の携帯用部分（はがして利用）は白色とします。

## 3 送付方法について

- (1) 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」とともに世帯ごとに窓あき封筒に封入し事業所へ送付します。任意継続加入者の方にはご自宅に送付いたします。
- (2) 封筒には「資格確認書在中」、または「資格情報のお知らせ在中」と表示します。
- (3) 資格確認書には別紙1を、資格情報のお知らせには別紙2を同封します。

## 4 送付時期について

### (1) 資格確認書

#### ① 新規加入者

届出の都度発行します。

#### ② 現行の健康保険証保有者

令和7年12月1日に健康保険証が廃止されることから、令和7年11月中に事業所へ送付します。

### (2) 資格情報のお知らせ

#### ① 新規加入者

届出の都度発行します。

#### ② 令和6年10月13日以降の新規加入登録者

令和6年12月中に事業所へ送付します。

## 5 その他

令和6年12月2日以降の健康保険証等の取扱いについて、Q&Aを作成しました（別紙3）ので、そちらもご参照ください。

利用登録しましょう  
安心・安全な

# マイナ保険証



## マイナ保険証とは？

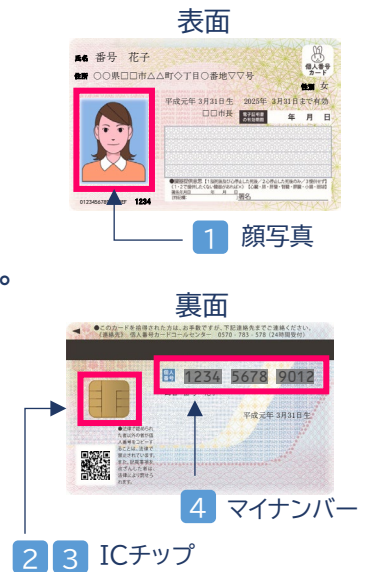
マイナンバーカードに**健康保険証の利用登録**をしたもの。  
マイナ保険証で受診すると、本人が同意した場合は、過去の**診療・薬剤情報**や**特定健診情報**などを医師らが確認でき、より良い医療が受けられます。

**マイナ保険証(マイナンバーカード)は安心して利用できます！**

マイナンバーカードをマイナ保険証として利用しても、**保険証の情報や診療・薬剤情報、特定健診情報などはICチップに記録されません。**

## その他にも・・・

- なりすましはできません**  
✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。
- プライバシー性の高い個人情報が入っていません**  
✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報も記録されません。
- オンラインでの利用には電子証明書を使います**  
✓ マイナンバーは使いません。
- マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません**  
✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。



## セキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能

マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)までご連絡を。



- アプリごとに暗証番号を設定し、一定回数間違うと機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



健康保険証利用登録の詳細はこちらから↓

厚生労働省作成動画  
【どうやって申し込む？  
今すぐできる！簡単申込み編】



使ってみましょう

# 医療機関の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの(手続き方法は裏面)

マイナ  
保険証  
始まっています!



今から使おう!マイナ保険証 なにが変わったの?

メリット  
1

## 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。  
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか?

A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります

他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。



メリット  
2

## 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。



患者の声

Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか?

A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、健保組合に限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。



マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。  
厚生労働省作成動画 ▶【何が便利になるの?メリット編】



健康保険証の新規発行終了に伴う取扱い (Q & A)

Q 1. 現在発行されている健康保険証はいつまで使用できますか。

A 1. 経過措置として令和 7 年 1 2 月 1 日まで使用できますので、それまでにマイナンバーカードの交付手続きやマイナ保険証の利用登録をお願いします。

Q 2. 経過措置期間中に健康保険証を紛失しました。再交付はできますか。

A 2. 令和 6 年 1 2 月 2 日以降は健康保険証の発行はできません。マイナ保険証の利用登録済みの方はマイナ保険証で受診してください。利用未登録の方等は資格確認書 (再) 交付申請書を提出してください。

Q 3. 退職した場合、健康保険証の回収は必要ですか。

A 3. 経過措置期間中に退職された場合は回収をお願いします。経過措置終了後は、使用できなくなるため回収は不要です。

Q 4. 令和 6 年 1 2 月 2 日以降に資格取得や扶養認定された場合は何が発行されますか。

A 4. マイナ保険証の利用登録済みの方には「資格情報のお知らせ」を交付します。利用未登録の方には「資格確認書」を交付します。

Q 5. 資格確認書はどのようにして交付されますか。

A 5. 資格取得届や被扶養者異動届を提出する際に、マイナンバーカードを作っていない方や、マイナ保険証の利用未登録の方等に健康保険証に代わるものとして交付しますので、資格確認書発行要否にチェックを入れてください (詳しくは資格取得届裏面の「⑫資格確認書発行要否」をご確認ください)。

Q 6. 資格確認書を紛失しました。再交付できますか。

A 6. 資格確認書 (再) 交付申請書を提出してください。

Q 7. 退職した場合、資格確認書の回収は必要ですか。

A 7. 保険証に代わるものとして、有効期限内に退職された場合は回収をお願いします。

Q 8. 資格情報のお知らせはどのようにして交付されますか。

A 8. 資格取得届や被扶養者異動届が提出された際に、マイナ保険証の利用登録済みの方へ自動で交付します。マイナ保険証で受診することができない場合に、マイナンバーカードと併せて使用してください。資格情報のお知らせのみでは医療機関を受診することはできません。

Q 9. 資格情報のお知らせを紛失しました。再交付できますか。

A 9. マイナポータルで資格情報を提示できる場合は、再交付する必要はありません。スマートフォンを未所持の方等は資格情報のお知らせ再交付申請書を提出してください。

Q10. 資格情報のお知らせに有効期限はありますか。

A10. ありません。

Q11. 退職した場合、資格情報のお知らせの回収は必要ですか。

A11. 必要ありません。

Q12. 資格確認書や資格情報のお知らせは加入手続き後、どれくらいで交付されますか。

A12. 健保組合で入力後、住民票基本台帳情報との突合処理が行われ3日後に結果が判明します。「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」の送付は判明後になります。また、マイナ保険証での受診が可能になるのも、健保組合での入力から3日後です。なお、加入手続き後、初めてマイナ保険証で受診される場合は、念のため事前にマイナポータルの医療保険の資格情報で、変更後の資格が登録されていることを確認してください。

Q13. 加入手続きの際にマイナンバーを記載しなかった場合、資格確認書や資格情報のお知らせは発行されますか。

A13. 法令上、加入手続きの際にはマイナンバーの記載が求められているため、マイナンバーの記載が無い場合、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」の交付には相当な期間を要しますことをご理解ください。また、マイナ保険証で受診もできません。

Q14. 資格確認書や資格情報のお知らせはどこに送付されますか。

A14. 事業所あてに送付しますので、お手数ですが加入者の方々へ配付をお願いします。

Q15. 令和6年12月2日以降、高齢受給者証は交付されますか。

A15. マイナ保険証から負担割合の情報が確認できること、また「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」に負担割合を表示することから今後は交付しません。

なお、マイナ保険証で受診する場合は、交付済みの高齢受給者証の提示は不要です。

Q16. 令和6年12月2日以降、限度額適用認定証は交付されますか。

A16. マイナ保険証利用の方は、マイナ保険証から負担割合の情報が確認できるため交付しません。資格確認書利用の方には、「資格確認書」に所得区分は表示しないため、従来どおり申請により交付します。